

特許権侵害の教唆、幫助をした者に対する差止めについて

弁護士法人関西法律特許事務所
知的財産法研究会 弁護士 村林 隆一
弁護士 佐合 俊彦

知財高判平成27年10月8日（平成27年(ネ)第10097号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

本研究では、特許権侵害の教唆、幫助をした者に対する差止めが認められるか否かが問題となった判決を取り上げる。

第1. 事案の概要と判決の要旨

1. 事案の概要

被控訴人（一審被告）が、その運営するインターネット上のショッピングモールに被告製品を陳列しており、これが、被控訴人による譲渡等のための展示に当たると主張して、控訴人（一審原告）が差止めを求めた事案である。

このうち被控訴人による被告製品の製造、販売、輸出の事実の有無に係る控訴人及び被控訴人の主張は、以下のとおりである。なお、被告製品に係る本件発明の技術的範囲への属否についても争点となったが、本研究では省略する。

(1) 控訴人の主張

被控訴人が運営するインターネット上のショッピングモールには、販売者の名前はなく、一見して被控訴人が売主又はそれに準ずる立場にあるかのような外観を備えている。利用者は、被控訴人の名声と信用力を信頼して取引をしているのが現状であり、これにより、被控訴人は直接及び間接の利益を得ている。被控訴人は、インターネット上のショッピングモールに展示された商品が法に触れる場合には直ちに調査し、違反している場合には撤去すべきである。

以上によれば、被控訴人は、共同不法行為責任又は注意義務違反に基づく責任を負う。また、被控訴人は、外観法理により責任を負う（商法14条）。